

自己紹介①

朝日新聞 (87. 9. 27)

ひと

東京の赤坂・六本木再開発で去年完成したアークヒルズを見て、度肝を抜かれたという。空地がたっぷりありコンサートホールもある。それに對し、大阪駅前ビルはシャッターを閉めた店が多く、昼間でも少し気味が悪い。「アークヒルズも、普通の人が住めない超高級マンションができるなど問題はある。しかし、行政主導型の再開発よりは工夫がみられます」都市問題研究会の弁護士らと、各地の再開発事業の現地

全国の都市再開発の実態を調べた 坂和章平さん



松山市生まれ。阪大卒。大阪弁護士会公書対策・環境保全委員会に所属。大阪空港公、代表。38歳。

調査をしたり、全国百三十三カ所のデータを自分の弁護士事務所のパソコンに入力。本来なら、借家人など権利者の

「出ていく住民が少なければいい再開発だ、なんて一面的な見方はしません。しかし、現実は大規模な駅前再開発に引いてくるだけで、住民の多様なニーズにこたえていないことが統計的に表れている。成功しているのは、文化施設や老人ホームを誘致するなど、都市の持つ多様性を生かしたものです」

研究の成果は二人の仲間と「岐路に立つ都市再開発・弁護士からの実践的レポート」(都市住宅問題委員会)をつくるよう呼びかけている。(神戸 武美記者)

自己紹介②

朝日新聞 (95. 2. 10)

論壇



坂和章平

①現行法では全壊家屋の借家人は権利が消滅し契約が終了するが、借

民の買い取り請求権)を与え、再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取りも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「罹災地域全土の買上げ」を提案したことも参考にすべきだ②事業完成までの個別建て替えの建築

整備事業などの手続きを組み合わせ、基盤整備だけでなく上モノ建設の計画が不可欠だ。事業は各地区内の権利交換を原則とするが、他地区との権利交換(交換)、所有権・借地権・借家権・区分所有権相互の自由な権利交換(異種権利の交換)、公団公社や施行者が認める第三セクターによる金銭への交換(公的取得)など特別立法で多様なメニューを用意し、つなぎ融資・賃料補助も加える。

被災地復興は多様なメニューで

阪神大震災で被災した神戸市は、市街地のほぼ全域六千軒を震災復興促進区域とし、緊急整備条例を作った。計画的な復興を目指すことや、うち六地区では建築基準法八四条に基づいて建築制限(私権の制限)をかけることなどを決めた。西宮市や芦屋市、淡路島北淡町も同様な方針を公表した。大阪市の阿倍野再開発事業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民側の代理人をしてきた私はこのような案には不満であり、私なりの基本方向を示したい。

地借家人の権利の届け出制度をとって特別立法で従前の権利を保障する。指定が決定した罹災(りさい)都市借地借家臨時処理法は借家人が建物を建て替えて借地人になる規定や、個別建て替えに固執する点に問題があり運用に工夫が必要だ③土地建物の地上げの売買防止と積極的な公有地拡大のため自治体に先買い権(住

制限は不可欠だ。住民の反対が予想されるが、制限を納得させるに足る良好な復興計画の討議が望まれる。公有地を中心に仮設の住宅店舗工場を多数提供し、その間に計画作成を急ぐ。

第二に被災市町は住民の意向把握に努め、復興のマスタープランを各地区の実情をみて次のイメージで作

等)の基盤整備(区画整理地区③三宮・西宮駅前等業務用ビルの密集地は個別建て替えを容認するが、周辺権利者の要望を聞き公開空地の確保、建物の不燃化共同化を含む地区計画(個別建て替え地区)を立てる。共同住宅の建設を可能とする特定区画整理や持ち家再建不能な住民に公営賃貸住宅を供給する総合住環境

主張・解説

論壇 | 阪神大震災

特集 4年目の課題 ④

大震災から三年余が経過した。被災地の復興まちづくりは、④震災直後の三月十七日に決定された都市計画により土地区画整理・再開発事業を施行する地域⑤建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域の復興促進区域に指定されたものの実態は自力復興に依存する白地地域——の三つに分類されて進んだ。

復興にあたっての合言葉は「協働のまちづくり」で、キーポイントはまちづくり協議会であった。

日本の都市計画法制は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政自らが①施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める二段階方式をとり②そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだった。震災前には十二件しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動いかんだったといっても過言ではない。

求められる。

他方、新長田・六甲道等の再開発の行く末は不安が一杯だ。再開発は、低層建物を高層ビルに建て替え、それまでの権利者が持っていた以上の床面積を保留床を生み出す。これを売却して事業費に充て、道路・公園などの公共施設を整備するシステムをとっている。だが、今日、パブル期の発想は通用しない。新長田は、低層住宅の密集する約二十軒もの既成市街地が商業・



坂和 章平

鷹取東、新長田、御菅、松本、六甲道の区画整理が比較的順調に推移したのは何よりこの成果だ。日本のまちづくりの史上初の、かくも大規模なまち協活動を「協議型まちづくり」の実践例として総括し、発展継承させることが大切だ。ただ区画整理は上モノ(建物)再建には関与しないため、今後の復興は個人の再建努力にかかると。建物の共同化、協働建て替えなどの工夫が

都市法体系を国民のものに

業務・住宅四十棟の超高層ビル群に一変するが、この長期不況下、保留床の処分や賃貸住宅の入居見込みは薄い。

このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並ぶなど商業計画の不在のなか、入居した商店主らが四五年、前代未聞の「商人デモ」で施行者の大阪市に抗議した大阪駅前再開発の苦悩と問題点が再現されるだろう。巨大な器づくりだけの再開発は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビル床の実際の需要予測に基づく縮小、ソフト面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家からの現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住宅供給は層的には驚異的な進展をみた。しかし、①仮設からの円滑な移行②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③コミュニティの激変した住環境への対応などきめ細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換えれば放棄された白地地区は実に被災地の八割を占める。その復興は並大抵ではない。神戸市の兵庫区湊川地区や灘区神前地区など、「まち協」を軸に自主的

な復興計画をまとめた例はあるが、ごく一部だ。自力復興、住民主導のまちづくりは、言うは易く行は難しい。

専門家の支援のほか、住民の自主的な学習と復興意欲の持続が欠かせない。建築家や弁護士ら各種各層の専門家が結集した「阪神淡路まちづくり支援機構」の発足は、まち協活動から派生した貴重な成果だが、白地地区での要望のくみ上げ、適切な専門家の配置は容易ではなく、試行錯誤は避けられない。まちづくりを目標とした専門家集団の維持自体、大変な課題だ。

被災した百棟七千戸のマンションは、約九割が補修か建て替えかを選択し、建て替え費用の捻出や負担の合意という難問を解決した。今後は、共同住宅の建て替えを社会性、公共性をもつ事業と位置付け④法人格のある建設組合の創設⑤再建建物での適正な権利配分につき、再開発法に準じた「権利交換」手法の採用⑥融資・補助制度の拡充が課題だ。

最後に戦後五十年、過度に肥大・複雑・技術化した都市計画法を核とする都市法体系を簡素化する作業は、復興まちづくりが注目される今こそが絶好の契機だろう。(大阪弁護士会弁護士)

朝日新聞夕刊のコーナー

17歳のころ

坂和 章平 (52) 弁護士



アジ演説・ピラ作り 役立った



19歳の秋ハイキングで

坂和・しょうへい 17年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「東京と続いた17歳の法と政策」など。

松山にある中高一貫教育の男だけの受験校から1967年、18歳のとき、阪大法学部に入學した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、下宿生活に専んだ。入ったサークルは裁判問題研究会。名前は学究的だが、実際は学生運動の集積。その影響を受け、以降、私の生活は「活動家」として、カリ版のピラ作りとアジ演説に明け暮れた。

大学の単位なんておろそなもの。レポートはピラ作りより簡単。試験も友人から借りたノートで一発OK。でも、回生末になると悩んだ。俺にはサウライマンはじめてもム

り。いっそ組合の専従オラケにでも...

運命的だったのは、司法試験受験組との出会い。ああ、こんな途もあるのかと知り、彼女の交際につきをつけられて学生運動指導部の官僚的な体質に嫌気がさしていた私は突如、方向転換。21歳の誕生日に古本屋で我輩の「債権総論」を購入した。たった一人の受験勉強に入った。この時初めて「落着産者」なる言葉も知った。そして受験勉強一年半。71年10月、司法試験に合格できた。

短期間合格の秘訣は集中力と要領だが、この能力は間違いない学生運動で得たものだ。昨今の司法試験は技術偏重の弊害が強い。ロースクールの新設など司法改革の議論もその延長線にある。だが私には、ピラ作りとアジ演説の訓練の方が、司法試験予備校をはるかに役に効用があった。今の私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかにその成果だ。

私の視点

◆景観法

住民・自治体で使いこなそう

景観法が6月に制定された。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」としたとの国土交通省の宣言にはびくつき。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観(まちづくり)条例が、後押ししたのは間違いない。

景観法は景観についての初の総合的な法律で、良好な景観の形成の促進を国政の重要課題と位置つけた画期的なもの。複雑かつ難解な都市法体系の中でこれを



坂和 章平 弁護士

どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6カ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景観計画区域、景観地区内でデザイン、色彩など形態意匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりすることも可能だ。

景観計画区域では届け出る・勧告制だが、変更命令もある。景観地区はもっと厳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

「小旅行だった」。だが、松山を離れると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車で20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあった司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかった。「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車で通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践している」(神野 武美)

匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりすることも可能だ。

景観計画区域では届け出る・勧告制だが、変更命令もある。景観地区はもっと厳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

松山出身のまちづくり弁護士 坂和 章平さん (55)

ポイント

愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教えている。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交えながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できない。だが、行政主導型の都市再開発として多くの問題を抱えた1984年の大阪駅前ビル問題をきっかけに取り組むようになった。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によって、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

「青年の夢 育つまちを」



さかわ・しょうへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策 Ⅲ」(日本評論社)に収録。映画は月10本

のペースで鑑賞し、新聞や雑誌に評論を載せる。「映画を見れば感性を磨きながら法律を勉強することができます」

できるようになったからだ。だから、松山市の進める「坂の上の雲のまちづくり」にも期待を寄せている。

「松山市の行政や住民も地方分権の流れの中にある、この法律を理解し、秋山兄弟や正岡子規のような地方都市の青年の夢が育つ、まちづくりに取り組んでほしい」

同市の繁華街に近い湊町2丁目で育った。近くの映画館で3本立て55円の映画を見て、道後温泉に自転車で通う少年時代。梅津寺の遊園地に電車に約20分乗って行くのが

自己紹介⑦

日本経済新聞・夕刊 (06. 11. 20)

自己紹介⑧

坂和章平の出版物の紹介 (2019年末現在)

Interview

インタビュー

法曹の目で映画評論

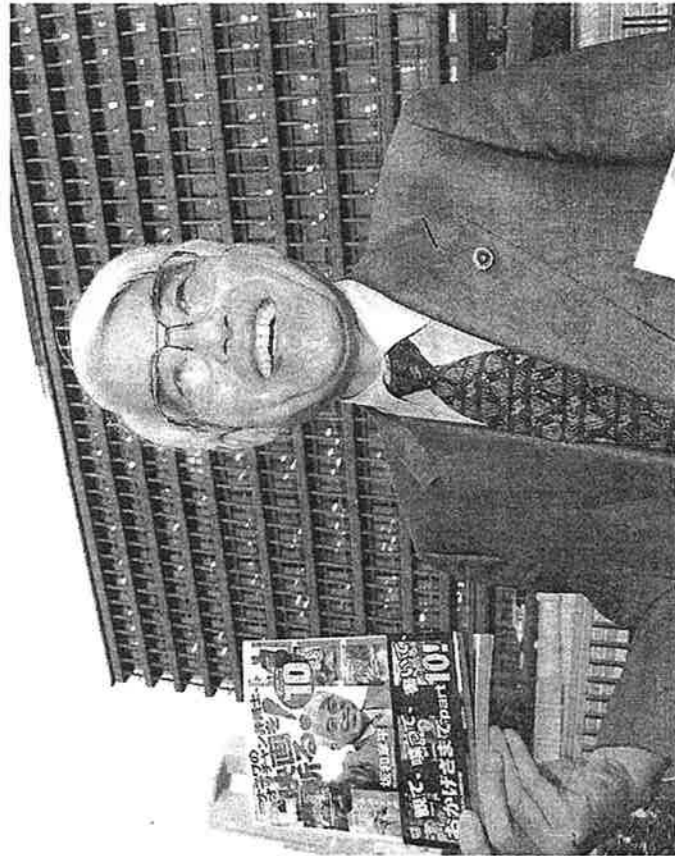
阿倍野再開発訴訟や阪神大震災の復興などに取り組んできた社会派弁護士坂和章平氏が、映画評論の本を立ち続けに出版している。「映画検定四級に合格したばかりの素人」と笑うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくれる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

弁護士 坂和章平氏

「今月出版した『SHOW-BY-SINEMA』シリーズはすでに十冊目を教えるまでですね。二〇〇二年に最初に本を出してから四年間で六百以上の映画を見ました。予定と予定のつき間を見つけては自伝まで映画館に行くという観賞スタイルです。ジャンルは問わないが、ほとんどの映画には社会的で法律的なテーマが含まれているので、自然と弁護士の視点が見えます。映画評論を書くようになったのは、『郷里の愛媛大学で都市法制の講義をした際に、映画の真実的な場面を待たずして法律の話をする学生に興味を持ちました。評論としては、法曹誌に掲載してもらったのがきっかけでした。『最初に取り上げたのは弁護士でベストセラー作家のジョン・グリシャムの小説をフランス・コッポラが監督した『インペリアル』。おなじみインペリアル』というのは法律事務所にお金をもたらす弁護士という意味です。栗大(ぼくだい)な成功報酬が前提の米中で勝ち争って結果がすべての競争の法廷シーンが手に汗を握らせるま

理解も深まります。一国の司法制度改革も急がせられました。無作為に選ばれた市民が裁判官とともに殺人事件などを管理する裁判員制度の導入も〇九年に迫っています。『民主主義が進むという意味で裁判員制度の導入は基本的にはいいことですよ。国の試算では百六人に一人が一生に一度裁判員を経験する確率です。しかし、制度設計への根本的な疑問があります。今回の制度ではいまだに、殺人事件など大事件を裁判員が担当します。なぜ、窃盗や尊厳侵害などの小事件でウハ

裁判・法律・身近で学んで



映画評論本も10冊目、予定のすき間で見えた映画は4年で600本以上 (大阪市北区の裁判所前) 写真 米松誠

「日本の場合は前提も随分違いますね。『特別の法律知識がなくても映画は楽しめる。ただ、法廷サスペンスをより楽しむために知っておきたい知識もたくさんあります。日本では『基本的人権を擁護し、社会正義を表現する』と弁護士法一条とつられていますが、競争社会、契約社会、訴訟社会の米国の弁護士は全く異なる。陪審制や米国の証拠法、証人尋問の意義なども興味を持って

さかわ・しょうへい 一九四九年、大阪市生まれ。七二年大阪大学法学部卒業。七三年司法修習生、七四年に弁護士登録。七九年坂和章平法律事務所開設。二〇〇一年日本都市計画学会「石川賞」、『実況中継 まちづくりの法と政策』で日本不動産学会「要務賞」を受賞。

を積み上げようとしたのか。司法を国民の手にというスロークラウド上段で制度を考えるから、間違えようがない。『裁判員制度への関心もあまり高くないですね。『日本でも一九八八年から五年間、陪審制が実施された時期があった。その当時はもっと活発な議論がなされました。現在の裁判員制については国民一人ひとりがもっと勉強しないと機能しないだろうし、今のまじなレベルで死刑判決なんかにかかわるのは無理だと感じます。』

「参考になる映画はありますか。『やはりグリシャム原作の『ニートオリンズ・トライアル』が面白いですが、米国では訴訟は十二人の

トクメモ

複雑な法を体系化

英国の詩人ターナーは「神は田園をつくり、人間は都市をつくらせると詠んだが、戦後日本の街づくりを規定する都市関連法は約二百、肥大化し複雑化して役所の担当者以外は理解できない。坂和氏は専門の都市問題の書の中で、時に住民訴訟で自治体に訴えかけ、時にコマーシヤル役で住民への理解を促し、都市法自体のわかりやすい体系化も試みる。映画評論に力を入れるのは法を身近に存在に取り戻すことが、街づくりであれ司法改革であれ不可欠だと信じているからだ。

(大阪経済部 藤田英二)

般から選ばれた陪審員の判断に委ねられます。日本では三人の裁判官と六人の裁判員の合議で結論を出すこととなりますが、米国では陪審員の判断がすべてです。被告となった銃撃メーカーの陪審員に対する尾行、盗聴、脅し、買収なんでもありという内容です。『理解してほしいのは、米国の裁判は最終的に神が裁くという共通意識があるということです。だから陪審があっても当たり前、最終的には神が審判するという認識です。日本は違う。触らぬ神にたたりなし。一人ひとりが勉強しなくては裁判員制度からまづ機能するの疑問です。』

「今後どのような映画評論を目指しますか。『法律のテーマごとにシネマから学ぼうというシリーズをまとめることができたらと思う。日韓が共同で行うアジアの映画作りにも注目しています』

知識持てば法廷サスペンスもより楽しく

弁護士兼映画評論家 坂和章平の出版物の紹介 (2019年末現在)

Grid of book covers and titles including 'まちづくり本、法律書', '実況中継シリーズ全4冊', 'その他の著書', 'コラム集', '名作映画シリーズ', '中国語の著書', and '『シネマルーム』シリーズ全45巻'.

夕刊関西

新年明けましておめでとうございます！

1) 2020年11/3の大統領選挙まで1年を切ったアメリカでは、再選を目指すトランプ大統領と、政権交代を目指す民主党との厳しく長い戦いが始まっている。とは言っても、民主党は指名候補争いの段階で、17名の男女が中道VSリベラル、ベテランVS若手に分かれて論争を続けている。対する共和党はトランプ崇拜が根強いラストベルト地帯を中心に支持層の確保に躍起だ。胃がんの手術直後だったため、私は2017年11月のヒラリーVSトランプの息詰まる開票風景を連日TVで観ていたが、「米国第1」を掲げたトランプの当選にビックリ！あの時から私は、トランプの当選を予想していたフリージャーナリスト・木村太郎氏への信頼が一気に高まった。

公約にしていた移民制限政策の展開、中国製品への関税強化による米中貿易戦争の開始、イスラエル・シリア・イラン・トルコ等に絡む中東政策等とはより、地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」からの正式離脱もトランプ流だが、その根強い支持とは裏腹に反発も強い。中国の習近平国家主席は2018年3月の全人代で憲法を改正して任期制を撤廃したから、トランプがそれに対抗するには少なくともあと4年間は頑張る必要がある。米国の真の経済状況はわからないが、株価が上昇していることは確か。さあ、そんなトランプの再選は？

2) 昨年10/1に建国70周年を迎えた中国は、大規模な軍事パレードで世界の度肝を抜いた。米本土を射程に収める大陸間弾道ミサイル(ICBM)「東風41」や極超音速飛翔体兵器の「DF17」の真の威力は？他方、習近平が進める個人崇拜と報道やネットへの締め付けの強化は急速で、ペンス米副大統領は「比類なき監視国家」とまで決めつけた。

2017年10月の第19回党大会で2049年の建国100周年までを見据え、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を党規約に明記させた習氏が、米中貿易戦争に長期戦で臨むのは毛沢東の戦略と同じ。そのためには習思想の学習と党規律の確立が不可欠だが、記者たちに「習氏忠誠心」テストを義務づけるのは如何なもの？春には国賓としての来日が予定され、日中関係が改善するのはうれしいが、ひょっとしてこれも日韓関係が最悪になっている中での長期的な国家戦略？日中の政治・外交・軍事を巡る多くの問題は未解決のままだから、安倍首相はあくまで是々非々の

立場で日中首脳外交に臨むべきだ。ちなみに、『007』シリーズや『ボーン』シリーズなら大学教授に扮した諜報員の大活躍もあり得るが、北京で拘束されている北大教授の年末年始はどうなるの？

3) 『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(16年)で描かれた2014年の雨傘運動は79日間で終息したが、昨年の香港では中国本土への犯罪人の引渡しを可能とする逃亡犯条例改正案を巡る大規模デモが続いた。市民の要求が「普通選挙の実現」を含む「五大要求」に拡大する中、林鄭月娥行政長官は改正案を正式撤回したが、収束の気配はない。また4中全会を10/31に終えた中国は香港長官の任免性見直しや法執行の強化等の統治関与を強める方向性を示している。民主派の立候補が制限された中で実施される11/24の区議会選挙を含む今後の香港情勢は？

4) 台湾では、無所属での立候補が有力視されていた鴻海精密工業の創業者、郭台銘氏と柯分哲台北市長の2人が出馬を見送ったため、1月の総選挙は、再選を目指す民主進歩党の蔡英文総統と野党・中国国民党の韓国瑜・高雄市長の一騎打ちに。急落していた蔡氏の支持率が香港の大騒動によってV字回復したのは中国にとって大皮肉だ。事実上失われようとしている香港での「一国二制度」が台湾ではなお継続できるか否かが最大の焦点。台湾の自由と民主主義は何とかキープしたいのだが・・・。

5) 2019年6/4が天安門事件30周年なら、11/9はベルリンの壁崩壊30周年。米ソ首脳が1989年12月に東西冷戦の終結を宣言した後は、東西ドイツの統合、チェコ・ポーランド・ハンガリー・ルーマニア等の東欧諸国の民主化が次々と進んだ。しかし、現在EUの価値は大きく低下し、各国で内向き志向とポピュリズム(大衆迎合主義)が抬頭している。ドイツはもはや「欧州の盟主」たる地位を失ったし、イギリスのEU離脱も時間の問題だ。

6) 2016年6月の国民投票でEUからの離脱を決めたにもかかわらず、その後も離脱派と残留派に二分して揺れ続けているイギリスでは、2019年10月末での「合意なき離脱」も辞さないと言主張してメイ首相の後を継いだジョンソン首相が、11/6下院を解散し、12/12投開票の総選挙に踏み切った。与党、保守党が定数650の単独過半数を確保できるか否かが焦点だが、私には議会制民主主義の先進国だと思っていたイギリスのこの迷走は

理解しがたい。2015年5月に実施した大阪都構想の是非を問う住民投票の結果を考えても、国民の真意を問う総選挙や住民投票は水もので、ふたを開けてみるまでわからない。近時、真剣に議論されている「独裁制と民主制の優劣」という視点からも、その是非を考えかつ結果を見守りたい。

7) 一強多弱体制が続く中で、安倍晋三首相は9/11に第4次安倍内閣(第2次改造)を発足させたが、菅原経産大臣と河井法務大臣の辞任問題と、萩生田文科大臣の「身の丈」発言、河野防衛大臣の「雨男」発言問題に揺れている。「辞任ドミノ」が続けばヤバイ。それは総理のトラウマだから、天皇陛下の即位を祝うパレード「祝賀御列の儀」を快晴の11/10に終えた今、そして衆院議員の任期残が2年を切った今、念願の憲法改正に道筋を立てるためにも「追い込まれ解散」ではなく、新しい時代の方向性を示す衆議院の解散・総選挙を水面下で模索中？さらに、東京都知事の投開票が20年7/5予定と報じられる中、ひょっとして同日選挙も？年末年始はそんなシナリオもじっくり考えたい。

8) 昨年のプロ野球は予想通り(?)セ・リーグでは巨人の優勝、日本シリーズでも予想通りソフトバンクの勝利だった。想定外の阪神のCS戦出場は「あわや！」の期待を持たせたが、所詮巨人との実力差は仕方なし！今年も矢野阪神の優勝は夢のまた夢？他方、ゴルフ界の話題は、8月の全英女子オープンでの渋野日向子の優勝と10月のZOZOチャンピオンシップでのタイガー・ウッズの優勝。渋野がメジャー初優勝なら、ウッズはサム・スニードの歴代最多82勝に並ぶ43歳での快挙だ。囲碁界の話題は、10歳で史上最年少プロとなった仲邑菫(すみれ)の活躍と19歳で張栩名人から名人位を奪取した芝野虎丸の活躍。囲碁は将棋以上にAIの活用が進んでいるから若い人の方が有利。将棋界では99期のタイトルを誇る羽生善治が無冠になったし、囲碁界でも2度の7冠王だった井山裕太が苦戦中だ。そんな現状をみると勝負の世界の厳しさがよくわかる。囲碁も将棋も十代の活躍はうれしいが、老はともかく壮と青の世代には、再び輝いてもらいたい。

2020(令和2)年元旦(2019年11月15日記)

坂和総合法律事務所
所長 弁護士 坂和 章平

第2 出版関係—新日本法規の加除式本と法律書

1 『わかりやすい都市計画法の手引』

今回は都市計画法自体の改正がなかったため、近時の都市づくりのキーワードである「コンパクトシティ」や「都市のスポンジ化対策」について、序章に「第4節 コンパクトシティ政策の展開」、「第5節 都市のスポンジ化対策の展開」「第6節 スマートシティ実現に向けての取り組み」を新たに執筆。また、各条文解説部分には参考判例を追加した。これらは、追録42・43号として、1月に発行される予定だ。

2 『問答式 土地区画整理の法律実務』

今年は編集代表の大場民男先生が体調を崩され急逝されたために恒例の7月の編集会議は中止となってしまったが、11月には追録47・48号を発行することができた。その中で私は、「土地区画整理事業における所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の活用」「スマートシティとは」等の新設問6問、その他補正23問を執筆した。

3 『Q&A 災害をめぐる法律と税務』

新設問13問、補正22問を執筆し、12月から1月にかけて追録52～55号が発行された。昨年は激甚災害法の「激甚災害」、大規模災害復興法の「非常災害」、特定非常災害特別措置法の「特定非常災害」に指定された台風19号など大規模な自然災害が発生したため、今後も執筆ネタはたくさんある。引き続き、同書の執筆を強化していきたい。

4 民事法研究会の『都市計画法の読み解き方』(仮称)

ずっと執筆が遅れている同書は、他の法律書の執筆が多いこともあって難航しているが、諦めたわけではない。既に8割は完成しているのでどこかで必ず再着手し、完成させたい。

第3 出版関係—シネマ本

1 『坂和的中国電影大観4』(『シネマ44』)を出版
『シネマ5』『シネマ17』『シネマ34』は『坂和的中国電影大観』の1、2、3として出版した。近時、私の日中友好関係の業務と人脈はどんどん拡大しているため、中国映画を語る講演も増えてきた。そんな中、『シネマ34』以降にみた中国映画58本をまとめた『シネマ44』を10月に出版した。

2 『シネマ45』を出版

年に2回の出版が恒例になっている『シネマ45』は12月に出版。そこには、『記者たち 衝撃と畏怖の真実』『パイス』や『空母いぶき』『アルキメデスの大戦』をはじめとする「2019年下半年50作」が収められている。



書

評

坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といっても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通し、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中核に、そして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的に理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地区画整理法が定める土地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靱化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っているが、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436

大庭 哲治* (おおば てつはる) 正会員・京都大学大学院助教



坂和章平著
『まちづくりの法律
がわかる本』

都市にかかわる法律にはじつにいろいろな細かな法律があり、住民運動にかかわる立場からも何がなんだか分からないという実感がある。その中心を担うとされる都市計画法においても、その体系がたいへん分かりづらい。本書は、都市計画法の体系と内容を分かりやすく解説するとともに、都市計画にかかわるさまざまな法律の解説を試みている。

また五章以下で、時代の変せんの中でどういう都市法が生まれてきたかも示されている。「昨今の都市計画現象」―都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だったか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなっていた都市計画マスタープランとは何だったかなど、五章をみるといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。

(学芸出版社、本体2500円)

自己紹介⑬

坂和年表 2019 —70歳の年表から何を?—

	坂和	日本の主な出来事	世界の主な出来事	都市問題、法律関係	映画
1945(S20)年		・1945(S20)年8月15日 終戦		・1946(S21)年10月29日 日本国憲法制定 ・1947(S22)年5月3日 日本国憲法施行	・『風と共に去りぬ』(39年) ・『東京裁判』(83年)
1949(S24)年 【誕生】	・1949(S24)年1月26日 愛媛県松山市で誕生		・1948年8月15日 大韓民国建国 ・1949(S24)年10月1日 中華人民共和国建国 ・1950年～1953年 朝鮮戦争		・『七人の侍』(54年) ・『ゴジラ』(54年) ・『十二人の怒れる男』(57年)
1959年(S34)年 【10歳】	・1956年4月 小学校入学 ・1961年4月 愛光学園中学入学 ・1964(S39)年4月 愛光学園高校入学 ・映画、囲碁、将棋	・1954年12月～1973年11月 高度経済成長(第1次鳩山一郎内閣～第2次田中角栄内閣までの19年間) ・1958(S33)年12月 東京タワー竣工 ・1959年9月 伊勢湾台風 ・1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・1964(S39)年10月 東京オリンピック ・1968年12月 三億円事件	・1953年7月～1959年1月 キューバ革命 ・1963年11月22日 ケネディ大統領暗殺 ・1966年～1977年 文化大革命	・1962(S37)年10月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣)	・『Always 三丁目の夕日』シリーズ…昭和の良き時代 ・『ベン・ハー』(59年) ・『キューポラのある街』(62年) ・『クレオパトラ』(63年) ・高倉健主演『唐獅子牡丹』(66年)
1969年(S44)年 【20歳】	・1968年4月～1972年8月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・1967(S42)年4月 大阪大学法学部入学 ・1971(S46)年3月 大阪大学法学部卒業 ・1972年 司法試験合格 ・1972年～74年 司法修習生(26期) ・1974(S49)年1月 弁護士登録(25歳)	・1969(S44)年1月 東大安田講堂事件 ・1969年3月 よど号ハイジャック事件 ・1970(S45)年 大阪万博 ・1972年2月 あさま山荘事件 ・1972年5月 沖縄返還 ・1972年 田中角栄「日本列島改造論」 ・1973年 第1次石油ショック	・1969年7月20日 アポロ11号月面着陸 ・1974年 ウォーターゲート事件	・1969(S44)年5月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・近代都市三法の制定(1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・1974(S49)年 国土利用計画法の制定 ・1977(S52)年11月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣)	・『男はつらいよ』(69年)…寅さん第1作目 ・1970年代 日活ロマンポルノ ・『砂の器』(74年)
1979年(S55)年 【30歳】	・1979(S54)年7月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル202)(30歳) ・1984(S59)年7月 事務所移転(第5大阪弁護士ビル4階)(35歳) ・1985年3月 事務所拡張(第5大阪弁護士ビル4・5階)	・1976年2月 ロッキード事件 ・1979年 第2次石油ショック ・1983年 中曽根アーバンルネッサンス。規制緩和と民活路線 ・1986年 大規模再開発のさきがけ「アークヒルズ」完成 ・1987年 国鉄民営化でJR誕生	・1985年9月22日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故	・1987(S62)年6月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曽根内閣) ・1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定	・陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85年)…ロカルノ・銀賞 ・張藝謀監督『紅いコーリャン』(中国・88年)…ベルリン・グランプリ
1989年(H元年) 【40歳】	・1988年12月 事務所移転(アクセスビル6階)(40歳) ・バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ	・1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・1989年末 バブル崩壊 ・1989年4月 消費税法施行(3%) ・1995(H7)年1月17日 阪神・淡路大震災 ・1995年3月20日 地下鉄サリン事件	・1989年6月4日 天安門事件 ・1989年11月9日 ベルリンの壁崩壊 ・1990年10月3日 東西ドイツ統一 ・1991年12月 ソビエト連邦崩壊 ・1992年～1995年 ボスニア紛争	・1989(H1)年 土地基本法制定 ・1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系3→7に用途地域を細分化。特別用途地域の追加8→10、②市町村マスタープランの創設、③地区計画に誘導容積率と容積適正配分型追加) ・1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・1995(H7)年 被災マンション法制定 ・1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・1998(H10)年3月 21世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣)	・侯孝賢監督『非情城市』(台湾・89年)…ベネチア・金獅子賞 ・『タイタニック』(97年)…興行収入1,800億円
1999年(H11)年 【50歳】	・2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽) ・2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設。趣味のページで映画評論 ・2002年6月 シネマルームI出版。以降、2019年12月までに45巻 ・2007年10月 北京電影学院で特別講義 ・2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と出会う	・2001(H13)年4月 小泉内閣発足 ・2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。来日観光客3,000万人	・2001年9月11日 世界同時多発テロ ・2008年9月15日 リーマンショック	・2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正) ・2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定 ・2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定 ・2002(H14)年 構造改革特区法制定 ・2004(R16)年 景観法制定 ・2005(H17)年 国土形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換) ・2008(H20)年 歴史まちづくり法制定	・『金融腐蝕列島 呪縛』(99年) ・『山の郵便配達』(中国・99年)
2009年(H21)年 【60歳・還暦】	・2010年1月 白内障手術 ・2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談	・2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦) ・2009年 裁判員制度開始	・2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動) ・2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVS トランプ)→トランプ大統領就任	・2011(H23)年 総合特区法制定 ・2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定 ・2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正	・『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年)

	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月 北京電影学院“实验电影”学院賞の授賞式 ・2016年9月 直腸ガン手術(67歳) ・2017年11月 胃ガン手術(68歳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2011(H23)年3月11日 東日本大震災 ・2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣へ) ・2014年～2016年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震 ・2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決 ・2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生 ・2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝 ・2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣 ・2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を党規約に明記 ・2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正 ・2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靱化関連三法の制定、国家戦略特区法制定 ・2014(H26)年 空き家対策特措法制定 ・2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域) ・2015(H27)年9月 安全保障関連法成立 ・2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定 ・2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定 ・2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円 ・是枝裕和監督『万引き家族』(18年)…カンヌ・パルムドール賞
2019年(R元年) 【70歳・古希】		<ul style="list-style-type: none"> ・2019(R1)年10月 台風19号 ・2019(R1)年10月22日 新天皇即位 ・2020年7、8月 東京オリンピック(55年ぶり) ・2020年7月 東京都知事選挙(?) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月～ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ ・2020年1月 台湾総統選挙 ・2020年1月 イギリスのEU離脱(?) ・2020年11月3日 アメリカ大統領選挙、トランプの再選は? 		<ul style="list-style-type: none"> ・2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』
2029年(R10年) 【80歳・傘寿】		<ul style="list-style-type: none"> ・2025年 大阪万博開催 ・2025年 IR 大阪夢洲で開業(?) ・2025年 大阪都と特別区の実現(?) 			
2039年(R20年) 【90歳・卒寿】					
2049年(R30年) 【100歳・紀寿】		<ul style="list-style-type: none"> ・2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?) 			

『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』(2020年正月公開)

山田洋次 監督作品

(1969年から2019年の50年間)

1997年 渥美清死去

1961 二階の他人	1972 故郷	1981 男はつらいよ 寅次郎紙風船	1993 男はつらいよ 寅次郎の縁談
1963 下町の太陽	1972 男はつらいよ 寅次郎夢枕	1982 男はつらいよ 寅次郎あじさいの恋	1994 男はつらいよ 拝啓寅次郎様
1964 馬鹿まるだし	1973 男はつらいよ 寅次郎忘れな草	1982 男はつらいよ 花も嵐も寅次郎	1995 男はつらいよ 寅次郎紅の花
1964 いいかげん馬鹿	1973 男はつらいよ 私の寅さん	1983 男はつらいよ 旅と女と寅次郎	1996 学校Ⅱ
1964 馬鹿が戦車でやって来る	1974 男はつらいよ 寅次郎恋やつれ	1983 男はつらいよ 口笛を吹く寅次郎	1996 虹をつかむ男
1965 霧の旗	1974 男はつらいよ 寅次郎子守唄	1984 男はつらいよ 夜霧にむせぶ寅次郎	1997 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花 特別篇
1966 運が良けりゃ	1975 男はつらいよ 寅次郎相合い傘	1984 男はつらいよ 寅次郎真実一路	1997 虹をつかむ男 南国奮斗篇
1966 なつかしい風来坊	1975 同胞	1985 男はつらいよ 寅次郎恋愛塾	1998 学校Ⅲ
1967 九ちゃんのでっかい夢	1975 男はつらいよ 葛飾立志篇	1985 男はつらいよ 柴又より愛をこめて	2000 十五才 学校Ⅳ
1967 愛の讃歌	1976 男はつらいよ 寅次郎夕焼け小焼け	1986 キネマの天地	2002 たそがれ清兵衛
1967 喜劇 一発勝負	1976 男はつらいよ 寅次郎純情詩集	1986 男はつらいよ 幸福の青い鳥	2004 隠し剣 鬼の爪
1968 ハナ肇の一発大冒険	1977 男はつらいよ 寅次郎と殿様	1987 男はつらいよ 知床慕情	2006 武士の一分
1968 吹けば飛ぶよな男だが	1977 幸福の黄色いハンカチ	1987 男はつらいよ 寅次郎物語	2008 母べえ
1969 喜劇 一発大必勝	1977 男はつらいよ 寅次郎頑張り!	1988 ダウンタウンヒーローズ	2010 おとうと
1969 男はつらいよ	1978 男はつらいよ 寅次郎わが道をゆく	1988 男はつらいよ 寅次郎サラダ記念日	2010 京都太秦物語
1969 続 男はつらいよ	1978 男はつらいよ 噂の寅次郎	1989 男はつらいよ 寅次郎心の旅路	2013 東京家族
1970 男はつらいよ 望郷篇	1979 男はつらいよ 翔んでる寅次郎	1989 男はつらいよ ぼくの伯父さん	2014 小さいうち
1970 家族	1979 男はつらいよ 寅次郎春の夢	1990 男はつらいよ 寅次郎の休日	2015 母と暮せば
1971 男はつらいよ 純情篇	1980 遙かなる山の呼び声	1991 息子	2016 家族はつらいよ
1971 男はつらいよ 奮闘篇	1980 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花	1991 男はつらいよ 寅次郎の告白	2017 家族はつらいよ2
1971 男はつらいよ 寅次郎恋歌	1980 男はつらいよ 寅次郎かもめ歌	1992 男はつらいよ 寅次郎の青春	2018 妻よ薔薇のように 家族はつらいよⅢ
1972 男はつらいよ 柴又慕情	1981 男はつらいよ 浪花の恋の寅次郎	1993 学校	2019 男はつらいよ お帰り 寅さん